

平成23年4月から 「みやぎ環境税」 を実施します

宮城の豊かな自然を守り、次の世代へ引き継いでいくため、
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

Q 「みやぎ環境税」は、みんなが納めるのですか？

A 対象となるのは、住民税（県民税均等割）が課税されている方です。

■納める人は？ 住民税（県民税均等割）の納税義務者と同じです。
●個人：1月1日現在で県内に住所などを有する個人
（所得が一定の額以下の方など、県民税均等割が課税されない方は非課税です。）
●法人：県内に事務所・事業所などを有する法人

■納税のしくみは？ 現行の住民税といっしょに納税していただくしくみです。
（従来の住民税に下記の金額を加算して納めていただきますので、特別な手続き
などはありません。）

■納める額は？ ●個人：年1,200円
●法人：法人県民税均等割（標準税率）の10%相当額

■税の使い道は？ 地球温暖化など差し迫った環境問題に対応するため、主に森林機能
の強化やクリーンエネルギーの利用推進に活用します。
（詳しくは裏面をご覧ください。）

この税収は、使い道を明らかにするため基金に積み立て、他の財源
とは区分して管理します。

■実施期間は？ 平成23年度から5年間です。